

## 民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月20日(火)  
午前9時58分～午前10時38分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 笹森 波  
委員 菅原和子 委員 吉田 良  
委員 丹野政喜 委員 山田龍太郎  
委員 佐々木哲男
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 安倍 卓  
出席をした 保険年金課長 米本 博喜  
者の職氏名 社会福祉課長 大元 純子  
こども支援課長 西坂 路子  
社会福祉課長補佐 佐藤 俊行  
保険年金課長補佐 松原 美佳  
こども支援課長補佐 佐藤 旭一  
保険年金課主幹兼 川村 雄一郎  
後期高齢者医療・ 年金係長  
保険年金課主幹兼 小畑 孝二  
国民健康保険係長 郷内 達也  
こども支援課主幹兼 伊藤 良仁  
子育て支援係長  
社会福祉課主幹兼  
障がい者手帳係長

社会福祉課主幹兼  
障がい者支援係長 菅原翔太

6 事務局職員 事務局 局長 大澤博  
主幹兼議事調査係長 若林潤  
主 事 高橋桃花

## 7 付議事件

- (1) 議案第50号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第51号 名取市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第52号 名取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第53号 名取市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第62号 指定管理者の指定期間の延長について
- (6) 議案第63号 指定管理者の指定について

午前9時58分 開会

○委員長（大久保主計） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第50号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） この減免措置が令和5年度から一部変更されるということで、この先も恐らく減免割合とかがだんだん変わっていくことになると思うのですが、今後の見通しについて何か国の方からきているものはありますか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 今のところ、国の方から指示をされているのは、平成29年に解除された地域にお住まいだった被災者の方の分までというところがまず一つあります。

あと今回、令和4年度から令和5年4月1日までに限定された地域というのが新たにきましたけれども、平成30年度以降に解除された方々については、まだ国から通知が来ていますので、それについては今後、何かしらの通知はあると思います。

いずれにしても今後、徐々にその解除区域で減免対象者が減っていくということは、もう示されております。

減免の対象となる被災者の方々が減っていくであろうという傾向というものは捉えているところです。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先日の本会議では令和5年度の見込みとなる世帯数や人数について御答弁がありました。これは令和6年度、7年度であればまた人の異動もありますのでその時になってみないと分からないところもあると思います。

資料その2の方で、現時点で各区分に当てはまる人数を捉えていれば、教えてください。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 資料その2の方で現在把握している部分ですけれども、対象区域の①と②を合わせて、対象となっているのは18世帯です。

あとは⑥に該当するのが今のところ5世帯です。そのうち、表の方では基準所得合算額600万円超えと600万円以下とありますけれども、こちらは、令和4年度実績に基づいて確認し、この600万円を超えている世帯の方については1世帯と捉えているところです。

今のところここまでしか把握していないため、地域などの詳細については詰まってないところです。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） ①と②を合わせて18世帯という御答弁でしたが、本会議では2分の1減免になる世帯が合わせて40世帯69名という御答弁だったと思います。その部分の数字の違いというのはどういう理由なのでしょう。

○委員長（大久保主計） 暫時休憩します。

午前10時5分 休憩

---

午前10時8分 再開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 本会議で申しあげました40世帯69名というのは、対象となる区域にいらっしゃる世帯数、人数の全世帯と全被人数調整分として把握したものです。同じ市、町の中でも、対象区域に入っている部分入っていない部分で、対象になっている方の中で別エリアに入っている方が一部存在します。

そのところについての区分はなかなか把握しきれておらず、現在、対象被

災地の方に照会中ということで、正確な数字はまだ出ていなかったところでしたので、本会議ではその市町村にいらっしゃる方全員分の最大人数、最大世帯数という形で申し上げたところでした。

先ほどの答弁で申し上げました平成26年まで①と②について、合わせて18世帯があるというところまでは、現時点では把握しているというところで答弁申し上げます。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） やはり、全体を把握するのはなかなか時間がかかる大変な作業だというのは今理解できたところです。⑥番の方も、先日は0世帯0名と答弁していたのが、今5世帯ということで、これは増えたということなのか、それとも、第4条の2の第2項の第2号ではない部分の方が5世帯ということなのか、その違いもお伺いしたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 資料その2の⑥の旧特定復興再生拠点区域については、今回の改正で新たに減免対象として設定されたところです。

その地域については、これまで帰還困難区域の中ということで、特に全額減免ということで、我々といたしましてこれまでちょっと人数とかについて特に総数としてしか把握してこなかったところです。

その後、今回新たに減免になったというところで確認を行っている最中です。

それで、今回、新規のエリアということで確認できたのが5世帯ということでした。

本会議では、令和4年度の実績に基づいて答弁をしましたが、その時点ではまだ今回減免対象になっていなかったところで、数として把握していなかったため0世帯0人と申し上げました。

今回新たな調査をかけているところで5世帯と確認できたということです。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 特例減免措置の見直しについての対象世帯に対するお知らせなどはもう出したのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 令和5年度、減免の対象となる方については、

今回の議会でお認めいただければ、6月下旬には減免の通知の御案内等と減免申請書類を合わせてお送りするという予定で考えていたところです。

○委員長（大久保主計） 笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 対象の世帯の方に関しまして、生計が確立された方もいらっしゃるれば、まだまだ生活が大変という方もいらっしゃるかと思います。これから今まで全額減免されていたのが見直されるということで、支払いに關しての相談とかが来た場合にはどのような対処をされる予定になっていますでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） お支払いの件に関してそういう御相談があれば、納税相談ということになりますので、税務課の方で納税相談の窓口として対応していただくということになります。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 資料その2のほうでお尋ねしますが、表の⑥の下に帰還困難区域とあり、これは程度の低い順序ということで見たときに、一番下の帰還困難区域、これがまだ手つかずの状態にあるというような解釈でいいのかどうかということと、この⑥については、令和4年度において基準所得合算額がどちらであっても全額減免ということでしたが、600万円超えと600万円以下での違いというのはどういう内容なのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 帰還困難区域については、全額減免ということでしたが、そのうち⑥の地域の方々で令和5年度以降、基準所得合算額が600万円を超えている方については、全額減免から4月から9月分までの6か月分の減免と変わるところです。

今回、こちらの対象になる方については、現在確認しているところでは5世帯のうち、1世帯の方が600万円を超える方であろうというところを確認しておりますのでそちらの方が1世帯になる見込みと捉えているところです。

○委員長（大久保主計） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 大体の流れが理解できました。

現状、帰還困難区域というものが表の一番下にあります。

この辺の部分が、私もたまたま福島県浪江町とか、そこまで行ったりしていますが、避難指示が解除になったとはいえ、なかなか思うように戻ってこないという現状だと思います。

これから大分時間がかかるのだろうと思いますが、この現状で帰還困難区域と指定されている具体的な場所がもし分かればお尋ねしたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 帰還困難区域は、複数の町にまたがっている幅広いエリアということです。

一部のエリアが対象区域に入っている市町村もありますので、全域というところばかりでもないのですが、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村、南相馬市の一部、それから葛尾村です。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時19分 休 憩

---

午前10時24分 再 開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

これより、議案第50号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 名取市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 議案書の15ページに、第1条中の第77条を第72条に改めるという文言があります。

子ども・子育て支援法の第77条を見ると、第77条が実施規定、第72条が市町村等における合議制の機関という中身です。

条例を改めることによって、この子ども・子育て会議条例にどのような影響があるのか、どのような変化、変更があるのか、御説明いただきたいと思えます。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 今回の改正により、根拠の法令が変わるだけでして、子ども・子育て会議の中身はすべて以前と同じものですので、何も変わらないという形です。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号 名取市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 名取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉田 良委員。



○委員（吉田 良） これも国の法律改正があったためということでしょうか。

附則のところで、規定は令和5年4月1日から適用するというもので、4月1日に遡って適用されることになると思うのですが、これを遡ることにより、新たにそこで生まれる影響というのはあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 今回の改正により、私どもの方の条例の方で取り扱うべきものは、後期高齢者で新型コロナウイルス感染症にかかった方への傷病手当金の申請を受け付けるという条項です。

新型コロナウイルスの傷病手当金は5月7日までに感染された方で、勤め先をお休みされている方に対してお出しするということですが、令和4年度以降引き続き、令和5年4月1日から継続して受け付けをしますということの趣旨で、その日に遡及しているという形になっているところです。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 傷病手当金の制度そのものは、新型コロナが5類に移行したことによってなくなってしまったということなのではないでしょうか。

ただそれが令和5年4月1日から5月7日の分までに感染または感染の疑いがある方については、この条例改正の中で対応するということなのですか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 傷病手当金の支給そのものは、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年以降から継続していたところです。

そして、この申請の手続自体は、先ほども申し上げましたとおり、令和5年5月7日までに感染または感染の疑いがある方に対して、勤め先をお休みになられた方に対しての傷病手当金を出すという制度で、5月7日に感染またはその疑いがあるという方までは、申請を認めるという形で続けていたところです。

この支給自体は、引き続き受付を行っているところです。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号 名取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 名取市障害者支援施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 附則の中で、さきの本会議で公布の日から起算して2年を超えない範囲内においてという文言の2年という根拠を確認されたときに、まず令和5年12月までは新規で受入れは行くと。

そして、受け入れられた方がその後1年程度まで利用ができるということで、大体それが終わるのが、2年間というような御答弁でした。

1年程度利用される方に、いつごろまで利用可能ですよということは、今後その新規受入れをする時点で、どのようにお伝えをしていくのかお伺いします。

○委員長（大久保主計） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（大元純子） 令和5年12月まで受付をするのですが、そのときに申し込みたいというご希望の方については、ゆくゆくは就労移行支援を終了するので、この期限までには使えますがそれ以降は使えないというところを伝えまして、それでもよろしければお申込を受け付けたいと思っております。

就労移行支援は最大2年間までは使えることになっているのですが、それは最大であって、概ね、短い方ですと数ヶ月、大体皆さん1年程度だということなので、1年プラスアルファ、数ヶ月とって、余裕を持ってということの2年とさせていただきます。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 12月までの受入れ段階で、その後、今利用されている方

が他に移られたりとかしていくわけだと思います。

そうすると、利用されている方がもう全員いなくなる段階で、施設としてはその業務は終了ということなのですか。

気になったのが、この間の答弁の中で、指定管理料云々の話があって、どの段階を施設のほうでこの指定管理の終わりの段階とするか、それはあくまでも現在決められている期限なのか、利用者の方がいなくなったときなのか、その考え方を伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（大元純子） 指定管理料についてはまだ今後調整が必要なのですが、今の考え方としては、友愛作業所のこの中止する就労移行支援というのは、登録者がいない状況で、どなたも利用がありません。

なので、12月までに申込みがなければ、令和5年度中には、廃止という流れを考えておまして、そうすると、その指定管理料も減額、もしくはなくなるというところを、今後調整していく予定であります。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号 名取市障害者支援施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 指定管理者の指定期間の延長についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 指定管理者の指定期間の延長についてを採決いたします。

本案を原案の通り決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。

よって議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。

よって議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第50号から議案第53号、議案第62号及び議

案第63号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願  
いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書  
の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時38分 散会

令和5年6月20日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計